

豊松吉工業 株式会社 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 6 月 1 日 ~ 令和 10 年 5 月 31 日までの年間
2. 内 容

目 標：令和 10 年 6 月 1 日までに、正社員女性比率が 5.5%であるものを 10%
に高める（現在女性 1 名）

<対策>

- 令和 5 年 6 月～ 採用選考基準や、その運用の見直しを行う
- 令和 6 年 6 月～ 女性が活躍できる職場であることについて求職者に向けた積極的広報活動を行う
- 令和 10 年 5 月 目標を達成する